１．児童相談所の沿革

昭和 47 年４月　　**札幌市児童相談所の発足**

札幌市の政令指定都市への移行に伴い、児童福祉法第 15 条により児童相談所の設置が義務づけられ、札幌市児童相談所設置条例によって開設した（Ａ級）。同時に一時保護所も併設、１所３係で発足。（位置－白石区本郷通３丁目南）

昭和 49 年４月　　一時保護係を設置、１所４係となる。

昭和 50 年７月　　相談二係を設置、１所５係となる。

昭和 54 年９月　　旧西保健所を増改修し、札幌市肢体不自由児母子訓練センター開所（中央区北７条西 25 丁目）。

昭和 62 年４月　　受理措置事務ＯＡ化（パソコン導入）。

昭和 62 年 10 月　　夜間指導体制の充実を図る（嘱託２名から３名へ増員）。

昭和 63 年５月　　一時保護所の勤務体制・変更（労基法第８条 13 号指定）。
夜間も、一時保護所員が交替で指導用務にあたる体制となる。

平成２年４月　　２課制に移行、２課５係となる。
児童福祉支援システム稼働開始（オフコン導入）。

平成４年４月１日　　札幌市肢体不自由児母子訓練センターは、新センター建設のため仮施設へ移転（中央区南９条西 14 丁目）。

平成５年 11 月 29 日　　札幌市児童福祉総合センターの開設により機構改革。
肢体不自由児母子訓練センターから発達医療センターへ名称変更。
札幌市中央区北７条西 26 丁目に新築移転。
障害福祉部所管のみかほ整肢園・ひまわり整肢園・かしわ学園は児童福祉総合センター児童育成課所管となる。

平成６年４月１日　　精神薄弱児通園施設はるにれ学園が開設。

平成７年６月１日　　児童育成課に施設指導係を設置、３課 12 係となる。

平成９年４月１日　　児童育成課の施設指導係を廃止し、相談判定課に発達相談係を設置、３課 12 係となる。

Ⅰ　児童相談所の概要

平成 10 年４月１日　　発達相談係、主査（療育）を相談判定課から児童育成課に所属替するとともに主査（療育）を療育指導係に、児童育成課を児童療育課と改称した。
　また、一時保護係を児童育成課から相談判定課に所属替えするとともに発達医療センターを児童療育課所管とした。なお、機構改革に伴い、青少年女性部所管の少年育成センターが児童福祉総合センターの所管となった。

平成 12 年４月１日　　機構改革により、少年育成センターが児童家庭部の所管となった。

平成 14 年４月１日　　機構改革により、児童福祉総合センターは児童家庭部に属することになった。
　また、児童虐待対応担当課長及び児童虐待対応担当係長を設置するとともに、相談担当係長を廃止し、相談三係（係長）を設置した。

平成 15 年４月１日　　発達相談係が児童療育課から相談判定課に所属替えとなる。
　また、児童相談所担当部長及び発達支援担当課長、児童虐待相談担当係長を設置した。

平成 16 年４月１日　　機構改革により、児童家庭部が子ども未来局として独立し、児童福祉総合センターは単独の部となった。

平成 17 年４月１日　　医務担当課長を設置するとともに、児童虐待相談担当係長を増設した。

平成 18 年４月１日　　児童虐待相談担当係長（保健師）を配置した。

平成 19 年４月１日　　発達相談係を組替え、相談四係を設置した。

平成 20 年４月１日　　児童虐待相談担当係長を増設した。

平成 21 年４月１日　　児童虐待相談担当係長を増設した。

平成 21 年 12 月 25 日　　一時保護所児童の定員を 30 人から 36 人に増員した。

平成 22 年４月１日　　児童療育課に企画担当係（係長）を設置した。また、医務担当課長を廃止した。
　相談判定課「児童虐待対応担当/児童虐待相談担当」を名称変更した。（緊急対応担当・調整担当・調査担当）

平成 23 年４月１日　　各区保健福祉部健康・子ども課に「家庭児童相談室」を設置した。

平成 26 年４月１日　　相談判定課を相談判定一課に名称変更し、新たに相談判定二課を設置。
また、緊急対応担当課長を廃止し地域連携担当課長を設置した。

平成 26 年４月 28 日　　かしわ学園及びひまわり整肢園が児童心療センター内に移転した。

平成 27 年４月１日　　機構改革により、はるにれ学園、かしわ学園、みかほ整肢園、ひまわり整肢園、発達医療センターを保健福祉局に移管した。
また、部の名称を児童福祉総合センターから児童相談所に変更し、児童福祉総合センター所長を児童相談所長とし、児童相談所担当部長を廃止した。あわせて、地域連携課を新設し、児童療育課を廃止した。また、一時保護係、地域連携担当を相談判定一課から地域連携課に移管した。

平成 27 年７月　　児童福祉総合センターの老朽化及び一時保護所の定員増員のための改修工事を開始する。
改修工事の開始に伴い、一時保護所を仮施設（定員 30 人）に移転した。

平成 28 年４月　　一時保護所の改修工事が完了し、定員を 36 人から 50 人に増員して児童福祉総合センターでの一時保護業務を再開した。あわせて、一時保護係を一時保護一係（男子棟を担当）に名称変更し、新たに一時保護二係（女子・幼児棟を担当）を設置した。
また、各区保健福祉部健康・子ども課の家庭児童相談室では、主査（相談・支援）を家庭児童相談担当係長とし、新たに配置した一般職と家庭児童相談員（非常勤職員）の３名体制となった。

平成 29 年４月　　相談判定一課に相談三係を設置した。
また、保健福祉局子ども発達支援総合センターと兼務で医務担当部長３名と医務担当課長１名を配置した。

平成 30 年４月　　相談判定二課に相談三係を設置した。

平成 31 年４月　　相談判定一課に相談四係を設置した。

令和元年 10 月　　地域連携課に緊急対応担当課を新設し、緊急対応担当部長と緊急対応担当課長を設置した。あわせて、相談判定一課と相談判定二課の調査担当係を緊急対応担当課に移管した。

令和２年４月　　児童相談所担当局長を新設し、児童相談所長事務取扱とした。また、医事担当部長を新設した。さらに、相談判定一課に里親担当係を新設した。
各区保健福祉部健康・子ども課の家庭児童相談室では、中央、北、東、白石、豊平及び西区で担当職員１名をそれぞれ増員し、各区３～４名体制

とした。また、家庭児童相談システムの稼働を開始した。

令和３年４月　施設入所児童等の家庭復帰を促進するため、家庭支援課を新設し、地域連携課の療育指導係、一時保護一・二係及び相談判定一課の里親担当係を移管するとともに、地域支援係及び仮設一時保護所の開設に向けて一時保護三係を新設した。また、法務担当課長を新設した（着任は７月１日付）。

各区保健福祉部健康・子ども課の家庭児童相談室では、東、白石、西区で担当職員を１名増員した。

令和３年７月　子育てデータ管理プラットフォームの運用を開始した。

令和３年 11 月　仮設一時保護所（小学生が入所する棟で、一時保護三係が担当）を開設し、定員を 50 名から 70 名に増員した。

令和４年４月　各区保健福祉部健康・子ども課の家庭児童相談室では、中央、北、豊平区で担当職員を１名増員するとともに、全区に家庭児童相談員（会計年度任用職員）を１名ずつ増員した。また、各区保健センターに子ども家庭総合支援拠点としての機能を位置付けた。

令和５年４月　２か所目の児童相談所の開設準備業務のため地域連携課に第二児童相談所担当課長及び第二児童相談所担当係長を新設した。また、一時保護所を専任で統括するため家庭支援課に一時保護担当課長を新設した。

2．機構及び事務分担

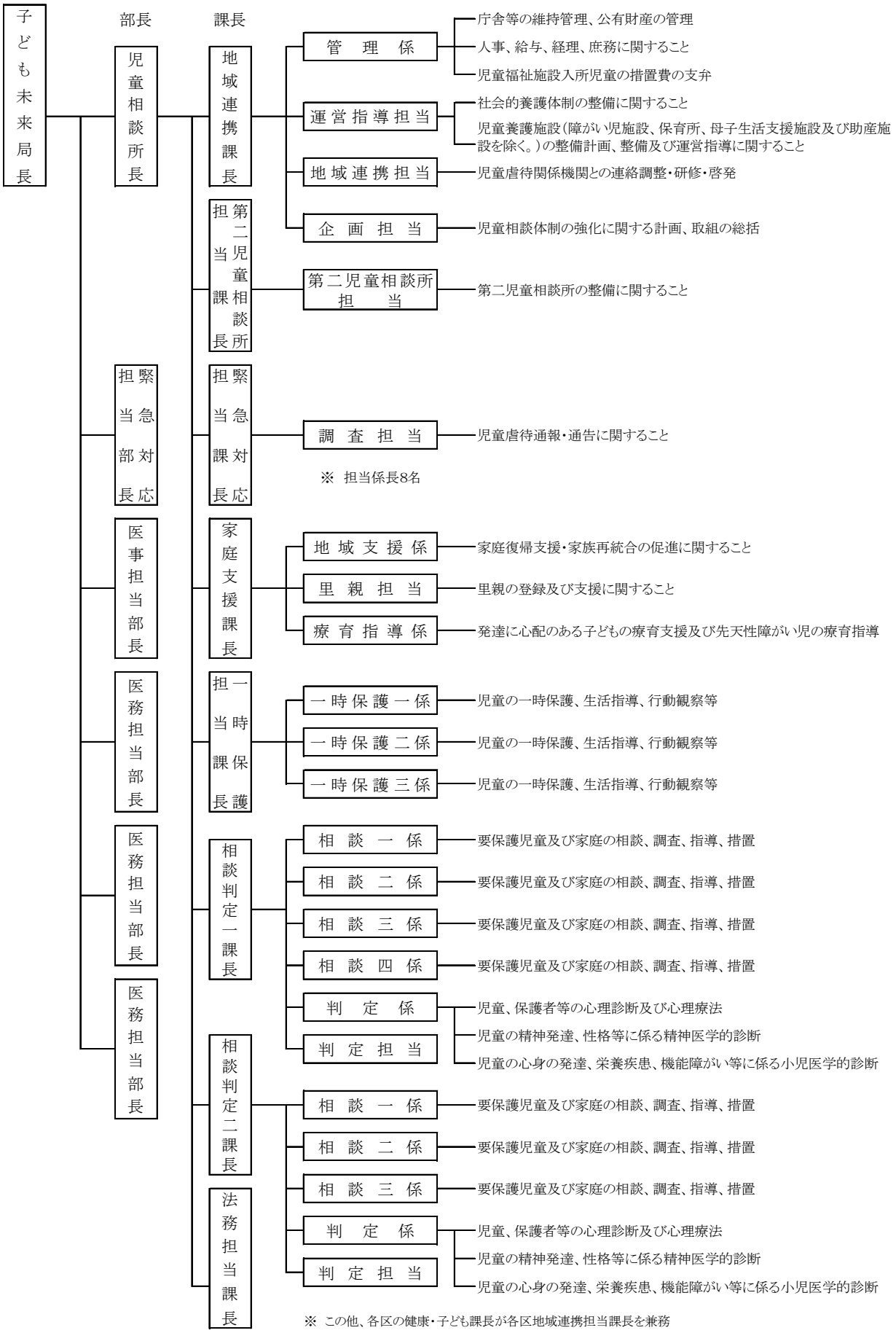
子ども未来局長
部長
課長
児童相談所長
地域連携課長
管理係
庁舎等の維持管理、公有財産の管理
人事、給与、経理、庶務に関すること
児童福祉施設入所児童の措置費の支弁
運営指導担当
社会的養護体制の整備に関すること
児童養護施設（障がい児施設、保育所、母子生活支援施設及び助産施設を除く。）の整備計画、整備及び運営指導に関すること
地域連携担当
児童虐待関係機関との連絡調整・研修・啓発
企画担当
児童相談体制の強化に関する計画、取組の総括
第二児童相談所担当課長
第二児童相談所担当
第二児童相談所の整備に関すること
緊急対応担当課長
緊急対応部長
調査担当
児童虐待通報・通告に関すること
※ 担当係長8名
医事担当部長
家庭支援課長
地域支援係
家庭復帰支援・家族再統合の促進に関すること
里親担当
里親の登録及び支援に関すること
療育指導係
発達に心配のある子どもの療育支援及び先天性障がい児の療育指導
医務担当部長
一時保護課長
一時保護一係
児童の一時保護、生活指導、行動観察等
一時保護二係
児童の一時保護、生活指導、行動観察等
一時保護三係
児童の一時保護、生活指導、行動観察等
医務担当部長
相談判定一課長
相談一係
要保護児童及び家庭の相談、調査、指導、措置
相談二係
要保護児童及び家庭の相談、調査、指導、措置
相談三係
要保護児童及び家庭の相談、調査、指導、措置
相談四係
要保護児童及び家庭の相談、調査、指導、措置
判定係
児童、保護者等の心理診断及び心理療法
児童の精神発達、性格等に係る精神医学的診断
児童の心身の発達、栄養疾患、機能障がい等に係る小児医学的診断
判定担当
医務担当部長
相談判定二課長
相談一係
要保護児童及び家庭の相談、調査、指導、措置
相談二係
要保護児童及び家庭の相談、調査、指導、措置
相談三係
要保護児童及び家庭の相談、調査、指導、措置
判定係
児童、保護者等の心理診断及び心理療法
児童の精神発達、性格等に係る精神医学的診断
児童の心身の発達、栄養疾患、機能障がい等に係る小児医学的診断
判定担当
法務担当課長
※ この他、各区の健康・子ども課長が各区地域連携担当課長を兼務

3．児童相談所職員体制

（令和5年8月1日現在）

課	係　名	区分	合計	事務吏員					技術吏員								その他		会計年度任用職員
				計	局部長職	課長職	係長職	事務職	計	部長職	課長職	係長職	セラピスト	保健師	保育士	栄養士	計	運転手	
地域連携課	管理係	定数	10	8	1	1	1	5	1							1	1	1	26
		現員	11	7		1	1	5	3	2						1	1	1	23
		増減	1	-1	-1	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	-3
	運営指導担当	定数	1	1			1		0								0		
		現員	1	1			1		0								0		
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域連携担当	定数	1	1			1		0								0		
		現員	1	1			1		0								0		
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企画担当	定数	0	0					0								0		
		現員	1	1			1		0								0		
		増減	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	定数	12	10	1	1	3	5	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	26
		現員	14	10	0	1	4	5	3	2	0	0	0	0	0	1	1	1	23
		増減	2	0	-1	0	1	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	-3
第二児童相談所担当課	第二児童相談所担当	定数	0	0		0	0		0								0		
		現員	2	2		1	1		0								0		
		増減	2	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	定数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		現員	2	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		増減	2	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
緊急対応担当課	調査担当	定数	21	21	1	1	6	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
		現員	25	23	1	1	7	14	2	0	0	1	0	1	0	0	0	0	10
		増減	4	2	0	0	1	1	2	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0
	計	定数	21	21	1	1	6	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
		現員	25	23	1	1	7	14	2	0	0	1	0	1	0	0	0	0	10
		増減	4	2	0	0	1	1	2	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0
家庭支援課	地域支援係	定数	13	13		1	1	11	0								0		2
		現員	15	15		1	1	13	0								0		3
		増減	2	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	里親担当	定数	1	1			1		0								0		
		現員	1	1			1		0								0		
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	療育指導係	定数	11	0					11			1			10		0		10
		現員	11	0					11			1			10		0		10
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	定数	25	14	0	1	2	11	11	0	0	1	0	0	10	0	0	0	12
		現員	27	16	0	1	2	13	11	0	0	1	0	0	10	0	0	0	13
		増減	2	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
一時保護担当課	一時保護一係	定数	10	10			1	9	0								0		17
		現員	10	7		1	1	5	3						3		0		11
		増減	0	-3	0	1	0	-4	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	-6
	一時保護二係	定数	12	1			1		11						11		0		19
		現員	11	4			1	3	7						7		0		19
		増減	-1	3	0	0	0	3	-4	0	0	0	0	0	-4	0	0	0	0
	一時保護三係	定数	10	4			1	3	6						6		0		18
		現員	10	5			1	4	5						5		0		17
		増減	0	1	0	0	0	1	-1	0	0	0	0	0	-1	0	0	0	-1
	計	定数	32	15	0	0	3	12	17	0	0	0	0	0	17	0	0	0	54
		現員	31	16	0	1	3	12	15	0	0	0	0	0	15	0	0	0	47
		増減	-1	1	0	1	0	0	-2	0	0	0	0	0	-2	0	0	0	-7

課	係　名	区分	合計	事務吏員 計	局部長職	課長職	係長職	事務職	技術吏員 計	部長職	課長職	係長職	セラピスト	保健師	保育士	栄養士	その他 計	運転手	会計年度任用職員
相談判定一課	相談一係	定数	8	8		1	1	6	0								0		
		現員	9	9		1	1	7	0								0		
		増減	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	相談二係	定数	7	7			1	6	0								0		
		現員	7	7			1	6	0								0		
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	相談三係	定数	7	7			1	6	0								0		
		現員	7	7			1	6	0								0		
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	相談四係	定数	8	8			1	7	0								0		
		現員	8	8			1	7	0								0		
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	判定係	定数	12	12			1	11	0								0		3
		現員	12	11			1	10	1				1				0		3
		増減	0	−1	0	0	0	−1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	判定担当係	定数	1	1			1		0								0		
		現員	1	1			1		0								0		
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	定数	43	43	0	1	6	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
		現員	44	43	0	1	6	36	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3
		増減	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
相談判定二課	相談一係	定数	7	7		1	1	5	0								0		
		現員	8	8		1	1	6	0								0		
		増減	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	相談二係	定数	7	7			1	6	0								0		
		現員	7	7			1	6	0								0		
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	相談三係	定数	7	7			1	6	0								0		
		現員	7	7			1	6	0								0		
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	判定係	定数	10	10			1	9	0								0		4
		現員	9	8				8	1			1					0		4
		増減	−1	−2	0	0	−1	−1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	判定担当係	定数	1	1			1		0								0		
		現員	1	1			1		0								0		
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	定数	32	32	0	1	5	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
		現員	32	31	0	1	4	26	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4
		増減	0	−1	0	0	−1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
法務担当課	法務担当	定数	1	1		1			0								0		
		現員	1	1		1			0								0		
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	定数	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		現員	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
部合計		定数	166	136	2	6	25	103	29	0	0	1	0	0	27	1	1	1	109
		現員	176	142	1	8	27	106	33	2	0	3	1	1	25	1	1	1	100
		増減	10	6	−1	2	2	3	4	2	0	2	1	1	−2	0	0	0	−9

※　会計年度任用職員は職員の合計には含まない。

【参考】会計年度任用職員の内訳(現員)

○　地域連携課　　管理係…事務員２、栄養士１、調理員 10、子ども安心ホットライン相談員 10
○　緊急対応担当課　　調査担当…児童虐待対応支援員２、休日夜間児童虐待対応支援員８
○　家庭支援課　　地域支援係…事務員 1、里親対応専門員２
　　療育指導係…心理療法士７、保育士３
○　一時保護担当課　　一時保護一係…昼間児童生活指導員３、夜間児童生活指導員６、学習指導員 2
　　一時保護二係…昼間児童生活指導員７、夜間児童生活指導員 10、学習指導員 2
　　一時保護三係…昼間児童生活指導員３、夜間児童生活指導員 12、学習指導員 2
○　相談判定一課　　判定係…児童心理司３
○　相談判定二課　　判定係…児童心理司４

４．児童相談所所管施設概要 ✣✣✣✣✣✣✣✣✣✣✣✣✣✣✣✣✣✣✣✣

（１）札幌市児童福祉総合センター

所在地　〒０６０-０００７　札幌市中央区北７条西２６丁目１番１号

電　話（０１１）６２２－８６２０（地域連携課、第二児童相談所担当課、法務担当課）

（０１１）６２２－８６３０（相談判定一課、二課、緊急対応担当課）

（０１１）６２２－８６１９（家庭支援課、一時保護担当課）

ＦＡＸ（０１１）６２２－８７０１（全課共通）

敷地面積／３，６３３．４９㎡

建築構造／鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

地上４階　地下２階　塔屋１階

建築面積／２，３２８．９６㎡

延床面積／６，２６０．７２㎡

児童相談所・・・・・・・・・・・・２，２５０．５２㎡

発達医療センター・・・・・・・・・・・６５１．７１㎡

はるにれ学園・・・・・・・・・・・・・５５１．２１㎡

その他共有等・・・・・・・・・・・２，８０７．２８㎡

着工日／平成４年８月３日

竣工日／平成５年１０月２５日

開設日／平成５年１１月２９日

（２）児童相談所分室

所在地　〒０６４-０８２５　札幌市中央区北５条西２５丁目４番１号

５２５MMビル３階

電　話（０１１）６２２－８９１０（家庭支援課療育指導係）

開設日／令和２年４月１３日